古目足形性別微切的類の幼期の特別に関する承認由諸事

一	祝符別係	义 収	はした こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ し) 科门 5	別の	行 1	列(二	判	9 1	つ 月	、	中前	育書
										年	月	日	
大分市長 殿		指定	番号				П						
1日之田 7 給与支払者の 法人番号]	
(特別徴収義務者)													
住所(所在地)													
氏名(名称)													
電話番号													
大分市税条例第40条の3 <i>0</i>)規定により	寺別徴収	7税額の)納期	の特	例に	ついて	゚゙のヹ	承認	を申	請し	ます。	
	7,2,2,	*/**		- 11 42 2									
特例の適用を受けようとす る特別徴収税額	年 月以後の特別徴収税額 (退職所得に対する分離課税分を含む。)												
	区分		給与	与の支払を受けた者の			臨	時	に	雇用	まし	た者	
申請の日前6月間の月別の、給与の支払いを受けた者の数及び当該給与の金額、並びに臨時に雇用している者がある場合にはその者に係るこれらの内訳	月		人数		給与の	つ金額	Ę	人	数		給与	の金額	頁
	年	月											
	年	月											
	年	月											
	年	月											
	年	月											
	年	月											
1 現に市税の滞納があり、 又は最近において著しい納 入の遅延事実がある場合に おいて、それがやむを得な い理由によるものであるとき は、その理由の詳細													
2 申請の日以前1年以内に 納期の特例についてその承 認を取り消されたことがある 場合は、その年月日													

※新年度分の申請をされる場合は、4月頃に申請書のご提出をお願いします。

受付印

市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書										
大分市長 殿 指定番号 給与支払者の 法人番号 (特別徴収義務者) 住所(所在地) 1 氏名(名称) 電話番号 3										
大分市税条例第40条の3の規定により特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。 特例の適用を受けようとす R3 年 6 月以後の特別徴収税額										
る特別徴収税額 (退職所得に対する分離課税分を含む。)										
	月		区:	区分給		の支払を受けた者	臨時	に雇用した者		
申請の日前6月間の月別の、給与の支払いを受けた者の数及び当該給与の金額、並びに臨時に雇用している者がある場合にはその者に係るこれらの内訳				<u> </u>	人数		人数			
	R2	年	10	月	6	1,100,000	3	300,000		
	R2	年	11	月	6	1,100,000	3	300,000		
	R2	年	12	月	6	1,980,000	5	500,000		
	R3	年	1	月	5	950,000	400,000			
	R3	年	2	月	5	950,000	400,000			
	R3	年	3	月	5	950,000	4	400,000		
1 現に市税の滞納があり、 又は最近において著しい納 入の遅延事実がある場合に おいて、それがやむを得な い理由によるものであるとき は、その理由の詳細	7)								
2 申請の日以前1年以内に 納期の特例についてその承 認を取り消されたことがある 場合は、その年月日	7)								

申請についての注意事項

- 一. 特別徴収税額の納期の特例の制度について
- 1. この特例を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受けるものの人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
 - (注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れたものがあるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。
- 2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特別の規定の適用を受けようとする場合は、市長に申請しその承認を受けねばなりません。
- 3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市県民税額は、それぞれ次に掲げる期間までに納入することになります。

6月から 11 月までの支給分

12月 10日まで

12月から翌年5月までの支給分

6月 10日まで

- (注2)納期の特例制度の適用を受けたとしても、各納税者からは毎月給与支払の際に税額の徴収を行ってください。また退職等の異動があった際には特別徴収税額が変更となりますので、すみやかに異動届を提出してください。
- 4. 納期の特例について承認を受けていた者は、給与所得の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅延なく市長に届け出なければなりません。
 - (注3)滞納や著しい納入遅延がある者については、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けても、滞納したり納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。

二. 申請書の書き方

- 1. ①欄および②欄、③欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地及び法人名並びに代表者氏名、およびその電話番号をそれぞれ記入してください。ただし個人の住所地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で市県民税の特別徴収及び納入を行っている者が申請者である場合には、その事務所または事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名、および電話番号を記入してください。
- 2. ④欄には、大分市から通知されている「特別徴収指定番号」を記入してください。 法人は「法人番号」の記載が必要になります。
- 3. ⑤欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- 4. ⑥欄には、申請日の前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等臨時の給与額を含む)をそれぞれ記入してください。この場合において、臨時の勤務者がある場合には、「臨時に雇用した者」欄に人数、及び支払金額をそれぞれ記入してください。
- 5. ⑦欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。